



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会社名 花月園観光株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松尾嘉之輔  
(コード番号 9674 東証第2部)  
問合せ先 取締役総務部長 堤道雄  
(TEL 045-228-8860)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成29年6月27日開催予定の第80回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成29年10月1日

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものであります。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、当社株式について10株を1株とする株式の併合を実施するものであります。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、4,000万株から400万株に変更することといたします。

### (2) 併合の内容

#### ①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合の比率

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③効力発生日における発行可能株式総数

4,000,000株（併合前40,000,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めにより、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に、現行の4,000万株から400万株に変更されたものとみなされます。

#### ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	17,666,000株
併合により減少する株式数	15,899,400株
併合後の発行済株式総数	1,766,600株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 併合により減少する株主数

(平成29年3月31日現在)

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主数	1,496名(100%)	17,666,000株(100.0%)
10株未満	59名(3.9%)	126株(0.0%)
10株以上	1,437名(96.1%)	17,665,874株(100.0%)

上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在10株未満の株式をご所有の株主様59名（所有株式数の合計126株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 1株未満の端株が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には、会社法の定めに従い、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生ずることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」および上記「2. 株式併合」に伴う定款の一部変更であります。なお、上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株 とする。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月18日
第80回定時株主総会開催日	平成29年6月27日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以 上

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなるのでしょうか。

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個		200株	2個	なし
例②	1,100株	1個		110株	1個	なし
例③	655株	なし		65株	なし	0.5株
例④	8株	なし		なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例③、④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株あたりの純資産額は10倍になるからです。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなりますか。

A 6. 今回の併合により、株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後に配当を行う場合には、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社または後記お問い合わせ先までご連絡下さい。

Q 8. 株主自身で何か手続きが必要となりますか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

(お問い合わせ先)

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)
---

以 上